

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8355
担当部課名	保健福祉部	障害福祉課		
事務事業名	障害者ホームヘルプサービス事業		事業コード	11310

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第3節	障害者の自立支援と社会参加	12年度
施策名	第1施策	自立した生活を実現するための環境づくり	

2 実施根拠及び関連法令等

身体障害者福祉法 相模原市ホームヘルプサービス事業運営要綱
----------------------------------

3 事業概要

(1) 事業の目的 身体障害児者及び知的障害児者（以下「身体障害者等」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体障害者等の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、身体障害者等の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者等の福祉の増進を図る。	(2) 対象（誰、何） 重度の身体障害児者及び知的障害児並びに知的障害者で総合利用登録をした者 対象数 102人
(3) 平成13年度事業の内容 ・身体障害者等の家庭等にホームヘルパーを派遣し、次のサービスを提供する。 （1）身体の介護に関すること （2）家事に関すること （3）相談、助言指導に関すること （4）外出時における移動の介護 ・登録者数102人（平成14年3月31日現在） ・延べ利用回数13,588回 ・延べ派遣時間数16,327時間 平成13年度決算（千円）... 38,354 <内訳>・賃金 2,376・旅費 8・需用費 415・役務費 83・委託料 35,462	(4) 総合計画・実施計画における概要 「相模原市障害者福祉計画」の中で、「地域生活・自立生活支援施策の充実」と位置付けられている。  (5) 個別計画の概要 計画名 相模原市障害者福祉計画 計画年次 10年度～22年度 相模原市障害者福祉計画に基づき、住み慣れた地域での自立生活を支援するため、重度障害者に対する在宅福祉サービスを充実する。

4 評価指標

指標名	ホームヘルプサービス実施達成率		
指標式	実施時間（実績） / 予定時間 × 100		
指標設定の意図	ホームヘルプサービス予定総時間に対する実サービス実施時間の達成率		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度（評価対象年度）		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標			a 98	b 100	100
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算（予算）額	39,514	38,354	65,122	97,936
	人員・時間数	(0.4人)	(0.4人)	(0.4人)	(0.4人)
	人件費	3,600	3,600	3,600	3,600
	その他経費				
合計	0	43,114	41,954	68,722	101,536
特定財源		26,764	24,407	39,850	73,323

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 98.0%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b}$	$\frac{98.0}{100.0} \times 100 = 98.0\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	ホームヘルプサービスの総予定時間に対し、実サービス実施時間が満たなかった。自立支援を支援するため、サービスを必要とする障害者に十分なサービスが提供できるような施策の充実が求められる。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	来年度、障害福祉政策が措置制度から支援費制度に大きく移行するため、制度の大幅な変更が必要とされている。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	国の要綱で定められた基準単価で実施している。民間事業者がサービスを提供することにより、より柔軟な、質の高いサービスの提供ができており、効果を上げている。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 C ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	来年度、障害福祉政策が措置制度から支援費制度に大きく移行する中で、利用希望者が直接事業者と契約を結ぶなど、事業の改変が行われるため。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	来年度、障害福祉政策が措置制度から支援費制度に大きく移行する中で、事業の実施を直営ヘルパーから、民間事業者へ移行している段階であり、個別にサービスの内容や実施方法を調整する必要もある。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	障害者が、地域や社会の中で安心して生活できる社会を作るためには、日常生活を営むのに支障がある障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、生活の基本活動のサポートが必要であり、当該事業は有効に機能している。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 障害者施策が措置制度から支援費制度に移行されることにより、より、利用者本位のサービスが提供されることとなり、成果の向上が見込まれる。</p>	
	<p>コスト改善余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 来年度より、措置制度から支援費制度に移行され、事業の実施を直営ヘルパーから民間事業者へ移行するため、若干のコスト改善が見込まれる。</p>	

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	国の要綱で定められた基準に基づき事業を実施しているため、他自治体と大きな差異はない。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	障害者が、地域や社会の中で安心して生活できる社会が求められる中で、ホームヘルプサービスは、日常生活を営むのに支障がある障害者の生活の基本活動をサポートする事業として有効である。また、来年度、措置制度から支援費制度に移行する福祉政策の変更期にあつては、基本的なサービスの内容は継続しつつ、利用者のニーズをより広く取り入れたサービスを展開していく必要があると思われる。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--